



市 章

# 大津市公報

平 成 25 年 4 月 15 日  
号 外 (第 35 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 公平委員会規則

- 1 大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 1

## 公平委員会規則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年4月15日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

### 大津市公平委員会規則第1号

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
別表第1 議会事務局の項中「参事」を「課長、課長補佐」に改め、同表市長部局の項中「理事」の次に「、環境企画監」を加える。

別表第2 保健所の項中「、管理監」を削り、「課長補佐」の次に「、健康推進課専門員」を加え、同表すこやか相談所（堅田すこやか相談所及び瀬田すこやか相談所に限る。）の項中「堅田すこやか相談所及び瀬田すこやか相談所」を「中すこやか相談所」に改め、同表訪問看護ステーションの項を削り、同表市民病院の項中「、次長」の次に「、管理監」を、「参事」の次に「、所長」を加え、同表消費生活センターの項の次に次のように加える。

リサイクルセンター木戸	所長
-------------	----

別表第2 大津クリーンセンターの項中「参事」を「次長」に改め、同表図書館の項中「次長」の次に「、参事」を加え、同表生涯学習センターの項中「、参事」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成25年4月1日から適用する。